

容器保安規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）	1
○液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）	18
○一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）	21
○コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）	33

○容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）

改正後

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十 「略」

十一 一般複合容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの

十一の二〇十三の四 「略」

十三の五 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 金属ライナー製繊維強化プラスチック複合容器であつて、二輪自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器

十四〇二十四 「略」

二十五 最高充填圧力 次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充填する容器（SG容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧	「略」

改正前

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十 「略」

十一 一般複合容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの

十一の二〇十三の四 「略」

「新設」

十四〇二十四 「略」

二十五 最高充填圧力 次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充填する容器（SG容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を除	「略」

（傍線部分は改正部分、二重傍線部分は新設部分）

縮水素二輪自動車燃料装置用容器を除く。）	
〔略〕	〔略〕
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器	〔略〕
〔略〕	〔略〕

二十五の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る公称使用圧力 温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八 〔略〕

二十八の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三 〔略〕

二十八の四 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る試験のサイクルの回数 一万千回

二十九～三十四 〔略〕

（刻印等の方式）

第八条 〔略〕

一 〔略〕

二 容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場

く。）	
〔略〕	〔略〕
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	〔略〕
〔略〕	〔略〕

二十五の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る公称使用圧力 温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八 〔略〕

二十八の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三 〔略〕

〔新設〕

二十九～三十四 〔略〕

（刻印等の方式）

第八条 〔略〕

一 〔略〕

二 容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場

合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。）

三 充填すべき高压ガスの種類（PG容器にあつてはPG、SG容器にあつてはSG、FC一類容器にあつてはFC1、FC2、FC三類容器にあつてはFC3、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはCNG、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはCHG、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはLNG、その他の容器にあつては高压ガスの名称、略称又は分子式）

四 四の二の四 「略」

四の二の五 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、

第三号に掲げる事項に続けて、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器である旨の表示（記号 TVH）

四の三 六 「略」

七 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く容器にあつては、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号 W、単位 キログラム）

八・九 「略」

十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水

合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。）

三 充填すべき高压ガスの種類（PG容器にあつてはPG、SG容器にあつてはSG、FC一類容器にあつてはFC1、FC2、FC三類容器にあつてはFC3、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはCNG、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはCHG、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはLNG、その他の容器にあつては高压ガスの名称、略称又は分子式）

四 四の二の四 「略」

「新設」

四の三 六 「略」

七 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く容器にあつては、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号 W、単位 キログラム）

八・九 「略」

十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然

素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月）

イゝハ 「略」

ニ 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 容器検査に合格した月の前月から起算して十五年を経過した月

十一 超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては、耐圧試験における圧力（記号 TP、単位メガパスカル）及びM

十二 「略」

十二の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、公称使用圧力（記号 NWP、単位メガパスカル）及びM

十二の三 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、試験のサイクルの回数
十三 高強度鋼又はアルミニウム合金で製造された容器（繊維強化プラスチック複合容器におけるライナーを含み、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）にあつては、次に掲げる材料の区分

ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月）

イゝハ 「略」

ニ 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 容器検査に合格した月の前月から起算して十五年を経過した月

十一 超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては、耐圧試験における圧力（記号 TP、単位メガパスカル）及びM

十二 「略」

十二の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、公称使用圧力（記号 NWP、単位メガパスカル）及びM

十二の三 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、試験のサイクルの回数
十三 高強度鋼又はアルミニウム合金で製造された容器（繊維強化プラスチック複合容器におけるライナーを含み、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）にあつては、次に掲げる材料の区分

イ・ロ 「略」

十四・十五 「略」

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一～四の二 「略」

5 金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

6 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で輸入されるものの

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一～五 「略」

イ・ロ 「略」

十四・十五 「略」

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一～四の二 「略」

5 金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

6 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車に装置された状態で輸入されるもの

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一～五 「略」

六 前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、
圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装
置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 票紙に第
一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからホまでに掲げる
事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したも
のを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する
方式

七 「略」

4 「略」

(表示の方式)

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者
(当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における
容器の製造又は輸入をした者を除く。)は、次の各号に掲げる
ところに従って行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる高压ガスの種類に応じて、それぞれ
同表の下欄に掲げる塗色をその容器の外面(断熱材で被覆
してある容器にあつては、その断熱材の外面。次号及び第三
号において同じ。)の見やすい箇所に、容器の表面積の二分
の一以上について行うものとする。ただし、同表中で規定す
る水素ガスを充填する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用
容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪
自動車燃料装置用容器並びにその他の種類の高圧ガスを充填
する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミ
ニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充
填するための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器
にあつては、この限りでない。

表 「略」

六 前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、
圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料
装置用容器 票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号
イからホまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消え
ないように表示したものを、取れないように容器の外面の見
やすい箇所に貼付する方式

七 「略」

4 「略」

(表示の方式)

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者
(当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における
容器の製造又は輸入をした者を除く。)は、次の各号に掲げる
ところに従って行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる高压ガスの種類に応じて、それぞれ
同表の下欄に掲げる塗色をその容器の外面(断熱材で被覆し
てある容器にあつては、その断熱材の外面。次号及び第三号
において同じ。)の見やすい箇所に、容器の表面積の二分の
一以上について行うものとする。ただし、同表中で規定する
水素ガスを充填する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容
器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器並びにその他の種
類の高圧ガスを充填する容器のうち着色加工していないアル
ミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器
、液化石油ガスを充填するための容器並びに圧縮天然ガス自
動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

表 「略」

二 「略」

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を告示で定めるところに従つて明示するものとする。ただし、次のイからハまでに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 「略」

ロ 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて、自動車検査証又は道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの

ハ 「略」

2 5 「略」

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第十三条 法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 逆止弁（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）

（附属品検査における附属品の規格）

第十七条 法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 「略」

六 バルブ及び逆止弁は、確実に作動するものであること。

二 「略」

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を告示で定めるところに従つて明示するものとする。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 「略」

「新設」

ロ 「略」

2 5 「略」

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第十三条 法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 逆止弁（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）

（附属品検査における附属品の規格）

第十七条 法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 「略」

六 バルブは、確実に作動するものであること。

七・八 「略」

2・3 「略」

(附属品検査の刻印)

第十八条 法第四十九条の第三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一 附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）

二・四 「略」

五 附属品（液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。）の質量（記号 W、単位 キログラム）

六 「略」

七 次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類
イ・ニ 「略」

七・八 「略」

2・3 「略」

(附属品検査の刻印)

第十八条 法第四十九条の第三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一 附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）

二・四 「略」

五 附属品（液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。）の質量（記号 W、単位 キログラム）

六 「略」

七 次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類
イ・ニ 「略」

ホ 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（記号 CHGTV

）

ヘ 〔略〕

ト 圧縮ガスを充填する容器（イからヘまでを除く。）（記

号 PG）

チ 液化ガスを充填する容器（リからルまでを除く。）（記

号 LG）

リ 液化石油ガスを充填する容器（ヌを除く。）（記号 L

PG）

ヌ 〔略〕

ル 〔略〕

八 液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、

前号ヌに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ 〔略〕

2

〔略〕

（再充填禁止容器以外の容器に係る附属品）

第十九条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容
器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定め
る附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一 五 〔略〕

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動
車燃料装置用容器 逆止弁

（容器再検査の期間）

第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める
期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等
において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前

〔新設〕

ホ 〔略〕

ヘ 圧縮ガスを充填する容器（イからホまでを除く。）（記

号 PG）

ト 液化ガスを充填する容器（チからヌまでを除く。）（記

号 LG）

チ 液化石油ガスを充填する容器（リを除く。）（記号 L

PG）

リ 〔略〕

ヌ 〔略〕

八 液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、

前号リに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ 〔略〕

2

〔略〕

（再充填禁止容器以外の容器に係る附属品）

第十九条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容
器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定め
る附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一 五 〔略〕

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 逆止弁

（容器再検査の期間）

第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める
期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等
において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前

月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標準において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一五 〔略〕

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月

七八 〔略〕

二三 〔略〕

（容器再検査における容器の規格）

二十六条 〔略〕

二 〔略〕

三 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは

月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標準において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一五 〔略〕

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月

七八 〔略〕

二三 〔略〕

（容器再検査における容器の規格）

二十六条 〔略〕

二 〔略〕

三 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

、次の各号に掲げるものとする。

一 三 〔略〕

4・5 〔略〕

（附属品再検査の期間）

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、次の各号に掲げるものとする。

一 〔略〕

一の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、当該附属品が附属品検査に合格した月（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した月。以下この条において「附属品検査等合格月」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格月の前月の末日から二年を経過して最初に受ける容器再検査までの間

二 四 〔略〕

2 〔略〕

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条 法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさは、次の各号に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。）は、次のイ及びロに規定するところにより

一 三 〔略〕

4・5 〔略〕

（附属品再検査の期間）

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、次の各号に掲げるものとする。

一 〔略〕

一の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、当該附属品が附属品検査に合格した月（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した月。以下この条において「附属品検査等合格月」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格月の前月の末日から二年を経過して最初に受ける容器再検査までの間

二 四 〔略〕

2 〔略〕

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条 法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさは、次の各号に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。）は、次のイ及びロに規定するところにより気密試験を行い、これに合格するもの

気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

三 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものに限る。）は、次のイ及びロに規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

四 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に用いるものに限る。）にあつては、告示に定める基準に適合するものであること。

五 バルブ（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されているものを除く。）にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ・ロ 「略」

六 安全弁（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているもの並びに破裂板及び溶栓を除く。以下この号において同じ。）にあつては、当該安全弁の装置される容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の十分の八以下（プ

であること。

イ・ロ 「略」

三 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものに限る。）は、次のイ及びロに規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ 「略」

四 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に用いるものに限る。）にあつては、告示に定める基準に適合するものであること。

五 バルブ（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されているものを除く。）にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ・ロ 「略」

六 安全弁（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているもの並びに破裂板及び溶栓を除く。以下この号において同じ。）にあつては、当該安全弁の装置される容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の十分の八以下（プラスチックライナー製一般複合容器に

ラスチックライナー製一般複合容器に装置される附属品にあつては耐圧試験圧力以下、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力の数値の七分の五倍の圧力以上当該液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力以下、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあつては気密試験圧力以上最高充填圧力の数値の一・三倍以下）の圧力を加えた場合、作動するものであること。

七 「略」

2 「略」

（検査設備の基準）

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ・ニ 「略」

四 「略」

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試

装置される附属品にあつては耐圧試験圧力以下、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力の数値の七分の五倍の圧力以上当該液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力以下、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあつては気密試験圧力以上最高充填圧力の数値の一・三倍以下）の圧力を加えた場合、作動するものであること。

七 「略」

2 「略」

（検査設備の基準）

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ・ニ 「略」

四 「略」

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備

験及び性能試験のための検査設備を備えること。

六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

七 「略」

(検査主任者の資格)

第三十四条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 三 「略」

四 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)第二条の規定に基づく一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

えること。

六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

七 「略」

(検査主任者の資格)

第三十四条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 三 「略」

四 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)第二条の規定に基づく一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標章の揭示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第四号に規定する方式に従つて行う標章の揭示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ [略]

ロ 容器再検査の年月(内容積四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月日)

ハ [略]

二 [略]

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器(フルラップに限る。)、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標章の揭示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第四号に規定する方式に従つて行う標章の揭示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ [略]

ロ 容器再検査の年月(内容積四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては年月日)

ハ [略]

二 [略]

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器(フルラップに限る。)、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号

容器以外の容器にあつては次の第一号及び第二号に、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第三号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。））、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第四号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

3
一、四 「略」

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

第三十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示に定める方式をもつてこれに代えることができる。

2
「略」

（帳簿）

第七十一条 「略」

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

及び第二号に、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第三号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。））、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第四号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

3
一、四 「略」

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

第三十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示に定める方式をもつてこれに代えることができる。

2
「略」

（帳簿）

第七十一条 「略」

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一〇五 「略」 六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年一月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年三月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間 七〇十三 「略」 三・四 「略」	一〇五 「略」 六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年一月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年三月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間 七〇十三 「略」 三・四 「略」
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 後	改 正 前
（第一種製造設備に係る技術上の基準） 第六条 「略」 2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 液化石油ガスの製造は、その発生、加圧、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。 イ ホ 「略」 へ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）で定める刻印等に限る。第九条第二項第一号ヌ、第十三条第二項第五号、第十九条第二号ハ、第四十八条第一号の二及び第四十九条第一号の二において同じ。）に示された年月から十五年を経過したものには、液化石油ガスを充填しないこと。 二 七 「略」 3 「略」 （令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等） 第九十二条の二 「略」	（第一種製造設備に係る技術上の基準） 第六条 「略」 2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 液化石油ガスの製造は、その発生、加圧、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。 イ ホ 「略」 へ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものには、液化石油ガスを充填しないこと。 二 七 「略」 3 「略」 （令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等） 第九十二条の二 「略」

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。

3・4 [略]

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準）
第九十二条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

一 六 [略]

七 法第三十九条の三第一項又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合すること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新）
第九十二条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

一 法第三十九条の八に基づく認定の更新と同時に令第十条ただし書の認定の更新を受けなかつたとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

二 [略]
2 [略]

様式第37（第77条、第78条関係）
[略]

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者について、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者について、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。

3・4 [略]

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準）
第九十二条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

一 六 [略]

七 法第三十九条の三第一項の認定の基準又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合すること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新）
第九十二条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

一 法第三十九条の八に基づき認定の更新を受けるごとにその更新を受けなかつたとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

二 [略]
2 [略]

様式第37（第77条、第78条関係）
[略]

備考 1・2 [略]		備考 1・2 [略]	
3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に、（ ）を設け、休止期間を記載すること。		3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、（ ）を設け、休止期間を記載すること。	
4～6 [略]		4～6 [略]	
様式第38 (第77条、第78条関係)			
[略]			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。 2～4 [略]			
様式第42 (第79条関係)			
[略]		[略]	
保安検査の年月日 検査員氏名			
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 1・2 [略]		備考 1・2 [略]	
3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、（ ）を設け、休止期間を記載すること。		3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、（ ）を設け、休止期間を記載すること。	
4～6 [略]		4～6 [略]	
様式第38 (第77条、第78条関係)			
[略]			
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2～4 [略]			
様式第42 (第79条関係)			
[略]		[略]	
検査年月日 検査員氏名			
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 表中の「 」の記載は注記である。

改正後	改正前
（定置式製造設備に係る技術上の基準） 第六条 「略」 2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものとして認めた措置を講じている場合は、この限りでない。 一 「略」 二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ ーチ 「略」 リ 容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）で定める刻印等に限る。以下この又、第十八条第二号へ、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三号において同じ。）に示された年月から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。 ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料	（定置式製造設備に係る技術上の基準） 第六条 「略」 2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものとして認めた措置を講じている場合は、この限りでない。 一 「略」 二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。 イ ーチ 「略」 リ 容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条、<u>第四十九条の二十五第一項及び第二項並びに第四十九条の三十三第二項で定める刻印等に限る。</u>以下このリ、第十八条第二号へ、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三号において同じ。）に示された年月から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。 ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際<u>圧縮水素自動車燃料</u>

装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「一般複合容器等」という。）であつて当該容器の刻印等に表示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下「圧縮水素運送自動車用容器」という。）にあつては、同条第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、同条第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、同条第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したものには、高压ガスを充填しないこと。

三〇八 「略」

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ ホ 「略」

へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したものは、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと。

三 「略」

三〇八 「略」

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ ホ 「略」

へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したものは、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと。

三 「略」

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 車両に固定した容器(高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)(その前月から起算して十五年を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)(その前月から起算して十五年を経過したもの)を高压ガスの移動に使用しないこと。

四〇二十一 「略」

2 「略」

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 車両に固定した容器(高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)(その前月から起算して十五年を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)(その前月から起算して十五年を経過したもの)を高压ガスの移動に使用しないこと。

四〇二十一 「略」

2 「略」

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条

第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充てん可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと。

四 十三 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等）

第九十四条の二 令第十条ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、法第二十条第三項第二号又は法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十条ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつて

第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充てん可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと。

四 十三 「略」

〔新設〕

は、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものである。）を明らかにして行わなければならない。

3 第一項の規定により、令第十条ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十五の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十五の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当しているとき、法第二十条第三項第二号の認定の申請をした者には様式第五十五の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をした者には様式第五十五の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準）

第九十四条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること
- 二 先進的な技術を適切に活用していること
- 三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること
- 四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること
- 五 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日

〔新設〕

から運転を停止して行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること

- 六 前各号に掲げる事項について継続的改善を行っていること
- 七 法第三十九条の三第一項又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

〔令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新

第九十四条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

- 一 法第三十九条の八に基づく認定の更新と同時に令第十条ただし書の認定の更新を受けなかつたとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

- 二 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日

- 2 第九十四条の二及び第九十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

〔令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出〕

第九十四条の五 認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安

〔新設〕

〔新設〕

2 監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

認定保安検査実施業者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

〔令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の施設の追加〕

第九十四条の六 特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第九十四条の二及び第九十四条の三の規定を準用する。ただし、第九十四条の二第二項又は同条第三項に掲げる第九十四条の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

〔令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等〕

第九十四条の七 経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十条ただし書の認定を取り消すことができる。

一 法第三十九条の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第九十四条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

〔新設〕

〔新設〕

三 不正の手段により令第十条ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

2 法第三十八条第一項の規定により法第五条第一項又は法第十六条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所に係る令第十条ただし書の認定は、その効力を失う。

(指定設備に係る認定の申請)

第九十四条の八 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第五十五の八の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出しなければならない。

一 四 「略」

2 「略」

(指定設備に係る技術上の基準)

第九十四条の九 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 十六 「略」

(指定設備認定証の様式)

第九十四条の十 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第五十五の九のとおりとする。

(指定設備認定証の再交付)

第九十四条の十一 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を

(指定設備に係る認定の申請)

第九十四条の二 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第五十五の二の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出しなければならない。

一 四 「略」

2 「略」

(指定設備に係る技術上の基準)

第九十四条の三 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 十六 「略」

(指定設備認定証の様式)

第九十四条の四 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第五十五の三のとおりとする。

(指定設備認定証の再交付)

第九十四条の五 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を

を受けようとする者は、様式第五十五の十の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。

(表示)

第九十四条の十一 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一〜三 「略」

(指定設備認定証の返納)

第九十四条の十三 法第五十六条の九第二項において準用する法第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。

(指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等)

第九十四条の十四 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又

受けようとする者は、様式第五十五の四の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。

(表示)

第九十四条の六 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一〜三 「略」

(指定設備認定証の返納)

第九十四条の七 法第五十六条の九第二項において準用する法第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。

(指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等)

第九十四条の八 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は

は認定指定設備の移設等（転用を除く。以下この条及び第九十四条の十五において同じ。）を行つたときは、当該認定指定設備に係る指定設備の認定は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 四 〔略〕

2・3 〔略〕

（認定指定設備の交換に係る調査の申請等）

第九十四条の十四の二 前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の十一の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

一 四 〔略〕

2 〔略〕

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第九十四条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の十二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

（認定指定設備の移設等に係る調査の申請等）

第九十四条の十五 第九十四条の十四第一項第四号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の十一の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に前条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

2 〔略〕

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第九十四条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の十二の二の認定指定設備技術基準

認定指定設備の移設等（転用を除く。以下この条及び第九十四条の九において同じ。）を行つたときは、当該認定指定設備に係る指定設備の認定は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 四 〔略〕

2・3 〔略〕

（認定指定設備の交換に係る調査の申請等）

第九十四条の八の二 前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の五の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

一 四 〔略〕

2 〔略〕

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第九十四条の三各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の六の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

（認定指定設備の移設等に係る調査の申請等）

第九十四条の九 第九十四条の八第一項第四号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の五の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に前条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

2 〔略〕

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第九十四条の三各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の六の二の認定指定設備技術基準

準適合書を交付するものとする。	適合書を交付するものとする。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

改正後	改正前
（用語の定義） 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一十八 「略」 十九 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの イゝチ 「略」 備考 「略」 二十〇二十五 「略」 2 「略」 （製造施設に係る技術上の基準） 第五条 「略」 2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。 一 「略」	（用語の定義） 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一十八 「略」 十九 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次のイからチまでに掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれ当該イからチまでに掲げるところにより得られたもの イゝチ 「略」 備考 「略」 二十〇二十五 「略」 2 「略」 （製造施設に係る技術上の基準） 第五条 「略」 2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。 一 「略」

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ「略」

又 容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）に定める刻印等に限る。以下このルにおいて同じ。）において示された年月から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（そ

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ「略」

又 容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条、第四十九条の二十五第一項及び第二項並びに第四十九条の三十三第二項に定める刻印等に限る。以下この又において同じ。）において示された年月から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から

の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月(容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの)には、高压ガスを充填しないこと。

三〇八 「略」

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第四十九条の二 「略」

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備(法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。)を明らかにして行わなければならない。

3・4 「略」

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準)
第四十九条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

起算して十五年を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月(容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの)には、高压ガスを充填しないこと。

三〇八 「略」

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第四十九条の二 「略」

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備(法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者について、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。)を明らかにして行わなければならない。

3・4 「略」

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準)
第四十九条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

一〇六 「略」 七 法第三十九条の三第一項又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること （令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新） 第四十九条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。 一 法第三十九条の八に基づく認定の更新と同時に令第十条ただし書の認定の更新を受けなかったとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日 二 「略」 2 「略」	一〇六 「略」 七 法第三十九条の三第一項の認定の基準又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること （令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新） 第四十九条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。 一 法第三十九条の八に基づき認定の更新を受けるごとにその更新を受けなかったとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日 二 「略」 2 「略」
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。